

第5次住田町職員定員適正化計画

令和2年11月

(一部改定：令和5年12月)

住 田 町

1 計画策定の趣旨

本町では、これまで、厳しい社会経済状況や本町の財政状況等を踏まえ、住田町中期財政計画を策定し、行財政改革に取り組んできました。また、職員の定員管理の適正化についても、第4次住田町職員定員適正化計画を策定し、令和2年4月1日現在の職員数を108人とする目標を掲げ、取り組んできました。

人口減少、少子高齢化の進展、地方分権の進展、住民ニーズの複雑多様化など、地方自治体が担う行政課題は、これまで以上に山積しており、引き続き、厳しい財政状況下においては、いかに限られた人材と財政を効率的かつ効果的に活用していくかが鍵となってきます。

限られた人材、最小の職員数で、山積する行政課題を克服し最大の効果を挙げるためには、人材育成による組織力の向上だけではなく、適材適所による職員配置や、業務量に応じた職員数の割振りなど、定員管理の適正化が重要な役割を担うことになることから、ここに第5次住田町職員定員適正化計画を策定するものであります。

2 これまでの定員管理の取組状況

本町では、平成10年度から平成14年度までを計画期間とする第1次住田町定員適正化計画（平成15年4月1日現在の目標を127人。以下「第1次計画」という。）、平成16年度から平成21年度までを計画期間とする第2次住田町定員適正化計画（集中改革プランと整合性を図るため当初の計画期間5カ年を6カ年に延長。平成22年4月1日現在の目標を105人。以下「第2次計画」という。）、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第3次住田町定員適正化計画（平成27年4月1日現在の目標を104人。以下「第3次計画」という。）、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第4次住田町定員適正化計画（令和2年4月1日現在の目標を108人。以下「第4次計画」という。）を策定し、適正な定員管理に取り組んできました。

第1次計画～第2次計画期間においては、適正化スクラップ・アンド・ビルドを基本とした定員管理に取り組むとともに、事務事業の統合・縮小、組織・機構の見直し、事務の改善合理化、外部委託の推進等を図りながら、職員数の抑制に努めてきました。その結果、平成9年4月1日現在130人であった職員は、第1次計画終了時で117人（平成15年4月1日現在）、第2次計画終了時で104人（平成22年4月1日現在）、となり、平成9年4月1日現在との比較で26人の削減となりました。

一方、第3次計画～第4次計画期間においては、東日本大震災で被災した自治体や広域行政組合への職員派遣、保育サービスの拡充などに対応するための職員の確保を行ったことや、再任用制度の導入などから、第3次計画終了時で108人（平成27年4月1日現在）、第4次計画終了時で111人（令和2年4月1日現在）となり、目標を達成することができませんでした。

	計画終了時 目標職員数	計画終了時 職員数	達成率
第1次計画	127人	117人	108.5%
第2次計画	105人	104人	100.9%
第3次計画	104人	108人	96.3%
第4次計画	108人	111人	97.3%

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 定員適正化目標

第1次計画、第2次計画及び第3次計画においては、事務事業の統合・縮小、組織・機構の見直し、事務の改善合理化、外部委託の推進等を図りながら、職員数の抑制に重点を置いた定員管理に取り組んできました。

一方、第4次計画においては、現状の行政サービスの水準を維持しつつ、東日本大震災で被災した自治体及び広域行政組合への職員派遣、保育サービスの拡充などの新たな行政ニーズへの対応、職員の能力向上に向けた岩手県への研修派遣等を進めていくことから、令和2年4月1日現在の目標数値を108人としたところです。

第5次計画においても、第4次計画の目標を継続しつつ、新たな行政課題であるDXの推進、激甚化・頻発化する災害対策及び物価高騰対策等に対応するための体制並びに職員の若年化が進む中においても安定した行政サービスを提供できる体制を構築するため、**令和7年4月1日現在の目標数値を109人**とし、職員の適正な配置に努めるものとします。ただし、この目標数値は、事務の効率化又は業務の外部委託等により定員を削減できる場合においては、この数値以下に削減することを妨げるものではありません。

5 定員適正化の具体的方法

(1) 事務・事業の見直し

行政需要及び規模に応じた事務事業の徹底したスクラップ・アンド・ビルドを実施します。

(2) 業務内容に応じた職員配置

優先度の高い業務への職員の傾斜配分を行うとともに、事務の効率性、専門性、コスト等を検証したうえで、適正かつ弾力的な職員配置を行います。

(3) 外部委託、指定管理制度等の推進

「官から民へ」の考えから、住民サービスの向上に配慮しつつ、行政の為すべき役割（法令の規定により直接実施するもの、公権力の行使、政策等の企画・立案・調整、公

平公正の確保、個人情報保護など)を再検討し、効率的な業務運営が期待できる事業は外部委託を進めます。また、指定管理者制度が導入できる施設などは積極的に取り入れ、民間活力の活用を推進します。

(4) 組織機構等の簡素合理化

社会情勢や行政需要の変化等に鋭敏に対応できる簡素で活力ある組織機構の確立に努めるとともに、事務分掌などを見直し組織機構の縮小に努めます。

(5) 新たな技術の活用

人工知能(AI)やRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)といった新たな技術の活用も視野に入れ、さらなる業務の効率化を図ります。

(6) 計画的な職員採用

多様化する行政ニーズに対応するため、専門職の配置を含めた計画的な職員採用を行うとともに、技術職職員の退職も見込まれることから、その人材の確保に努めます。

なお、労務職の退職については、不補充を原則としつつ、外部委託等の検討を進めていきます。

(7) 職員の若年化への対応

早期退職者の増加等による職員の若年化が進んだことにより、育児休業取得者の増加が見込まれることから、休業者等を考慮し、安定した行政サービスを提供できる体制の維持に努めます。

(8) 多様な任用・勤務形態による職員の活用

臨時的な事務事業の増加には、会計年度任用職員のほか、再任用、任期付採用といった、新たな任用・勤務形態を活用し対応します。

(9) 公務遂行能力の向上

住田町人材育成基本方針に基づき、計画的かつ効果的な職員研修を実施し、職員の意識改革と能力開発を図り、公務能率の向上に努めます。また、職員の資質向上とともに人的ネットワークの構築が期待される岩手県への職員派遣(平成14年度～平成18年度、平成21・22年度、平成30年度に実施)の実施を検討します。

6 定員管理の現状等

(1) 部門別職員数の推移

部門		職 員 数 (人)										
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
		第3次計画期間						第4次計画期間				
一般管理	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総 務	25	26	26	27	27	26	24	23	25	23	24
	税 務	5	5	5	5	5	5	6	6	5	5	6
	労 働	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農 水	15	15	14	14	13	13	15	14	13	14	14
	商 工	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	2
	土 木	5	5	5	5	6	6	6	7	6	6	6
	小計	53	54	53	54	54	53	54	54	54	53	54
福 祉	福 祉	24	24	26	26	25	27	27	28	28	28	29
	衛 生	7	8	6	6	6	6	6	7	7	7	7
	小計	31	32	32	32	31	33	33	35	35	35	36
一 般 行 政 計		84	86	85	86	85	86	87	89	89	88	90
教 育		13	14	13	13	14	14	14	15	15	14	13
普 通 会 計		97	100	98	99	99	100	101	104	104	102	103
	水 道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	下 水 道	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
	国 保											
	老 保											
	介 護											
	後期高齢	5	5	5	5	5	6	7	6	5	5	5
	小 計	7	7	7	7	7	8	9	8	8	8	8
総 合 計		104	107	105	106	106	108	110	112	112	110	111

※ 各年度4月1日現在の常勤職員数を掲載。

※ 各部門は、「地方公共団体定員管理調査」による。

※ 教育長を含み、気仙広域連合派遣職員を除く。

(2) 年度別・職種別採用計画

職 種 等		年 度	2	3	4	5	6	計
事務・技 術職	事務・技術	退職(定年等)	▲3	▲11	▲10	▲4	▲2	▲30
		採 用	3	7	9	8	3	30
		一部組合等派遣	▲1	—	1	—	▲1	▲1
		小 計	▲1	▲4	0	4	0	▲1
専 門 職	保 育 士	退職(定年等)	▲1	—	—	—	—	▲1
		採 用	—	1	2	—	—	3
		小 計	▲1	1	2	—	—	2
労 務 職	用務員・調 理員・運転 手	退職(定年等)	▲2	—	▲2	▲1	▲1	▲6
		採 用	—	—	1	2	1	4
		職 種 替 等	—	—	—	—	—	—
		小 計	▲2	—	▲1	1	0	▲2
医 療 職	保健師・栄 養士	退職(定年等)	—	▲1	—	▲1	—	▲2
		採 用	—	—	—	2	—	2
		小 計	—	▲1	—	1	—	0
その他(英語指導)		採 用	—	—	—	—	—	—
合 計		退職(定年等)	▲6	▲12	▲12	▲6	▲3	▲39
		採 用	3	8	12	12	4	39
		一部組合等派遣	▲1	—	1	—	▲1	▲1
		職 種 替 等	—	—	—	—	—	—
		小 計	▲4	▲4	1	6	0	▲1
		職 員 総 数	106	102	103	109	109	

※ 各年度の採用は、4月1日現在の職員数。(例 2⇒令和3年4月1日現在)

※ 各年度の退職は、3月31日現在の職員数。(例 2⇒令和3年3月31日現在)

※ 教育長を除く。

※ 林野庁・陸前高田市への派遣職員を含む。

※ 林野庁・岩手県教育委員会からの派遣職員を含む。

※ 気仙広域連合・岩手沿岸南部広域環境組合への派遣職員は含めない。